

教育訓練給付制度に関するお願い

特定一般教育訓練給付制度を利用される方は「1」～「4」、利用されない方は「4」を御確認ください。

1 支給までの手続きについて

【受講開始前】令和7年4月18日(金)までにお住まいの地域を管轄するハローワークにて「受給資格確認」を行い、ジョブカードの交付を受けてください。

【受講修了後】受講修了後、1ヶ月以内に受給資格確認を行ったハローワークにて「支給申請」を行ってください。

※受給資格確認、支給申請は電子申請でも可能となりました。まずはお住まいの地域を管轄するハローワークまでお問合せください。

・厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

- ・教育訓練講座の名称：主任介護支援専門員更新研修（通信）
- ・指定番号：3622003-2410023-8
- ・指定期間：令和6年4月1日～令和9年3月31日

2 支給申請時提出物

研修修了後、ハローワークへ次の書類を御提出ください。

- ・教育訓練給付金支給申請書(研修修了後に県から送付)
- ・教育訓練修了証明書(研修修了後に県が発行・送付)
- ・テキスト代領収書(テキスト購入時にケアマネ協会が発行)
- ・受領証明書(研修修了後に県が発行・送付)

※テキスト代領収書は徳島県介護支援専門員協会からテキスト購入時に発行されますので、支給申請時まで保管いただきますようお願いします。

3 その他

申込年度の研修を受講・修了しなければ支給対象となりません。

4 研修修了後アンケートのお願い

本研修修了後、全ての受講者様はアンケートに御回答ください。教育訓練給付制度利用の有無に関わらず、全員が対象となりますので御協力いただきますようお願いします。

アンケートの御案内については、介護支援専門員協会より、令和8年11月頃改めてさせていただきます。

【問い合わせ先】

- 教育訓練給付制度の一連の手続き ： お住まいの地域を管轄するハローワーク、労働局
- テキスト代領収書の再発行等 ： 徳島県介護支援専門員協会（TEL：088-678-4200）
- 教育訓練修了証明書の再発行等 ： 県長寿いきがい課（TEL：088-621-2247）